

令和5年8月29日
鳥取県農業共済組合

台風7号による災害に伴う災害救助法適用による農業共済の対応について

鳥取県農業共済組合では、令和5年8月15日に鳥取県を通過した台風7号による災害に際し、災害救助法が適用された市町に住所を有する組合員を対象に下記のとおり農業共済の対応を行います。

詳しくは最寄りの支所または本所までお問い合わせください。

記

1. 対象者 鳥取市、八頭町、三朝町に住所を有している組合員

2. 内容

対象者	内容
家畜共済 加入組合員	<p>(1) 令和5年8月15日から令和5年11月30日まで満了する家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払い猶予期間の延長。</p> <p>(2) 死亡廃用共済における死亡廃用共済における共済金額の増額（期末調整により生じる共済金額の増額を含む。）に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払が、事業規程で定める払込期限より遅延しても、法132条1-4の正当な理由に該当するため共済金の免責を行わない期間。</p> <p>(1) 及び (2) の適用期限は11月30日とします。</p>

対象者	内容
<p>園芸施設共済 加入組合員</p>	<p>(1) 令和5年8月15日から令和5年11月30日まで満了する園芸施設共済の共済掛金の払込期限。</p> <p>(2) 被覆期間の延長に伴い共済掛金が増額された組合員の追加払が事業規程に定める払込事業規程で定める払込期限より遅延しても、法132条1-4の正当な理由に該当するため共済金の免責を行わない期間。</p> <p>(1) 及び (2) の適用期限は11月30日とします。</p>
<p>任意共済 加入組合員</p>	<p>(1) 令和5年8月15日から11月30日まで満了する任意共済の継続加入手続きの期限について、令和5年11月30日まで猶予します。</p>